



市 章

# 大津市公報

令 和 2 年 7 月 2 日  
号 外 ( 第 49 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 条 例

40	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	1
41	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	1
42	大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例.....	1
43	大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例.....	1
44	大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例.....	2

## 条 例

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和2年7月2日

大津市長 佐藤健司

### 大津市条例第40号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例  
大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。  
別表市長の部大津市子育て応援団等支援補助事業選定委員会の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和2年7月2日

大津市長 佐藤健司

### 大津市条例第41号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例  
大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。  
別表市長の部大津市公募提案型地方卸売市場開設者選定委員会の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和2年7月2日

大津市長 佐藤健司

### 大津市条例第42号

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例  
大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。  
本則中「同項第1号及び第2号」を「同項第2号及び第3号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和2年7月2日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市条例第43号**

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「疾病」の次に「の発生」を加え、「日に」を「日(以下「災害発生の日」という。)に」に改める。

附則第3条第3項第2号中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年7月2日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市条例第44号**

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日(以下「事故発生日」という。)に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第4条の4第5項第2号及び第6項並びに第5条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

**附 則**

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 改正前の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて令和2年4月1日からこの条例の施行の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定による損害補償は、新条例の規定による損害補償の内払とみなす。